

特商法第 12 条の 6 に基づく表示事項

■電気の供給

内容	該当箇所
①分量（契約期間、ご使用量の計量）	【料金算定の方法とお支払いについて】 【契約期間、契約の変更および解約について】
②販売対価・価格	【料金算定の方法とお支払いについて】 【料金について】
③支払いの時期・方法	【料金算定の方法とお支払いについて】
④引き渡し・提供時期	【供給開始時期について】
⑤申込の撤回・解除	【供給開始時期について】 【契約期間、契約の変更および解約について】

ご契約前に「電気需給契約書」の記載内容と合わせて十分にご確認のうえ大切に保管ください。

個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、大阪ガス株式会社(以下、当社といいます。)のプライバシーポリシーに従い取扱います。
- 当社は、電力小売事業のために必要な範囲で、お客さま情報を小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。
- 当社は、お客さまの名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、ソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売の委託先に情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。

契約の申込みについて

- 電気需給契約を締結することを希望される場合は、直接のお申込みのほか、電話、インターネット等により、当社にお申込みいただきます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合並びに当社が適当でないと判断した場合には、申込みを承諾できないことがあります。

契約内容について

- 契約内容の詳細は、当社が定める「電気供給約款(通信セットプラン)」(以下「電気供給約款」といいます。)によるものといたします。
- 当社は、電気事業法上において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、電気供給約款をソニーネットワークコミュニケーションズのホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給約款または需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款または需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明および書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものとい

たします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

●電気供給約款または需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、これを行わないものといたします。

供給開始時期について

●需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1ヵ月半後となります。ただし、送配電事業者からの要請等により、供給開始予定日が遅れる場合があります。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

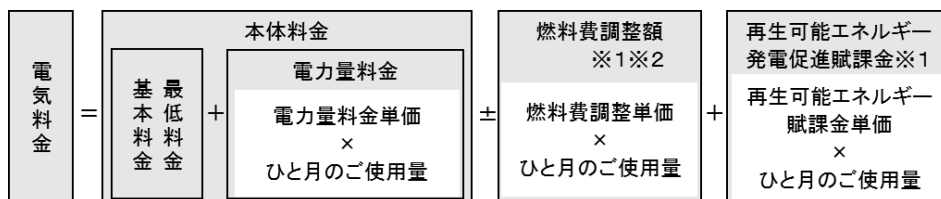
●現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者がスマートメーターの設置に伺います。

●現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行いますので、お客さまによる解約手続きは不要です。現在ご契約中の小売電気事業者との契約は電気の供給開始とともに解約(切り替え)されます。万が一、供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

料金について

●電気料金には毎月、燃料費調整額(九州エリアに適用される電気料金には、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額)を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。

〈料金計算方法〉



※1 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※2 九州エリアに適用される電気料金には、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を加減します。

●料金表:通信セットプラン・通信セットプラン B

①通信セットプラン

【北海道エリア】

	契約電流	単位	料金単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	841.00
	15A		1,011.50
	20A		1,182.00
	30A		1,523.00
	40A		1,864.00
	50A		2,205.00
	60A		2,546.00

電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	23.25
	120kWh をこえ 370kWh まで		29.89
	370kWh をこえる分		33.99

【東北エリア】

	契約電流	単位	料金単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	830.00
	15A		995.00
	20A		1,160.00
	30A		1,490.00
	40A		1,820.00
	50A		2,150.00
	60A		2,480.00

電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	18.30
-------	---------------	------	-------

	120kWh をこえ 370kWh まで		24.53
	370kWh をこえる分		29.28

【中部エリア】

	契約電流	単位	料金単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	780.90
	15A		921.36
	20A		1,061.81
	30A		1,342.72
	40A		1,623.62
	50A		1,904.53
	60A		2,185.44

電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	20.78
	120kWh をこえ 370kWh まで		24.51
	370kWh をこえる分		28.46

【関西エリア】

最低料金(最初の 15kWh まで)		単位	料金単価(税込)
		1 契約	785.00
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.31
	120kWh をこえ 360kWh まで		24.75
	360kWh をこえる分		29.29

【中国エリア】

最低料金(最初の 15kWh まで)		単位	料金単価(税込)
		1 契約	836.87
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.76
	120kWh をこえ 370kWh まで		25.96
	370kWh をこえる分		29.56

【九州エリア】

	契約電流	単位	料金単価(税込)
基本料金	10A	1 契約	773.37
	15A		910.05

	20A		1,046.74
	30A		1,320.11
	40A		1,593.48
	50A		1,866.85
	60A		2,140.22

電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.39
	120kWh をこえ 370kWh まで		22.24
	370kWh をこえる分		26.06

②通信セットプラン B

【関西エリア】

基本料金	単位	料金単価(税込)
	1kVA	396.00

電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	20.56
	120kWh をこえ 350kWh まで		20.98
	350kWh をこえる分		23.24

料金算定の方法とお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者により託送供給等約款に従って行われます。その結果を当社が受け取り電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。なお電気の供給を開始した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間といたします。また需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。
- 電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「マイ大阪ガス」またはその他の方法にてお知らせいたします。当社の電気をご契約されている方は、マイ大阪ガスにご加入いただきます。
- 当社のガスをご契約されているお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて当社へお支

払いいただきます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。当社のガスをご契約されていないお客さまは、当社の「マイ大阪ガス」にて料金をお知らせした後に請求いたします。

●電気料金は電気供給約款に定める方法(口座振替・クレジットカード払いまたは当社が指定する方法)で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

●支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

●支払期日を経過してもなお料金(当社との他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として 330 円(税込)を申し受けます。

契約期間、契約の変更および解約について

●契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年目の日までといたします。

●契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

●お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者に変更される場合は、新たな小売電気事業者に対して契約の申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。

●契約の変更や転宅等による解約を希望される場合は、当社へお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前日の 15 時までにお申し出いただく必要があります。

●クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、又は送配電事業者による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。

●お客さまが、当社に通知をされずに需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかの場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

その他

●供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款の定めにもとづき、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

●契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。

●お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や特別供給設備を施設するとき、または新たな電気の使用等にもなわないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款に従い当社が送配電事業者に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

●送配電事業者の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。

●ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。

●当社または送配電事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

●現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、現在のご契約内容によっては、現在ご契約中の小売電気事業者との間で解約金が発生する場合があります。また、現在ご契約中の小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる場合があります。

〈お問い合わせ先〉

〈小売電気事業者〉

大阪ガス株式会社（登録番号 A0048）

代表取締役社長 藤原 正隆

〒541-0046 大阪市中央区平野町4丁目1番2号

0120-000-555

（全日 9:00～19:00）

※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

〈代理事業者〉

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 渡辺 潤

〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号

03-6705-5852

(10:00～18:00)

※1月1日・2日およびソニーネットワークコミュニケーションズが指定するメンテナンス日を除く)

クーリング・オフ(お申込みの撤回または契約の解除)について

1. 特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)という訪問販売または電話勧誘販売でお申込み(またはご契約)された場合、本書面を受領した日(本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日)を含む 8 日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。

2. 上記 1.に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。

3. 上記 1.または 2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、電気料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。

料金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。

4. 上記 1.または 2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。

お客さま情報について

お客さま情報の利用目的

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーの供給、受給およびそれらに関するサービスをお客さまにご利用いただくにあたり、電気需給契約の申込受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名、住所、電話番号等）を取得いたしますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給、受給、およびその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の修理・取替・点検等の保安活動
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 電気通信サービスおよび関連するサービスの提供
- (7) デジタルプラットフォーム等による生活関連の商品・サービスの提供・紹介
- (8) 上記各種事業に関するサービス・製品の調査・データ集積・分析、研究開発
- (9) 当社および Daigas グループ会社の商品・サービスのお知らせ・PR
- (10) その他上記 (1) から (9) に附随または関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社（サービスショップ、工事会社等）、Daigas グループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、これらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

また、当社、ソニーネットワークコミュニケーションズ（代理業者）またはその電気販売委託先（ソニーネットワークコミュニケーションズから電気の販売に関して委託を受けるものをいいます。）は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたは電気販売委託先とのサービス契約に係る事項について、光回線の割引適用可否の判定やその他サービスに付随する業務のために、以下の通り情報を提供しまたは提供を受けることがあります。

- ・ソニーネットワークコミュニケーションズに当社が情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズが当社に情報を提供をすること。
- ・電気販売委託先にソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社が情報を提

供することおよび電気販売委託先がソニーネットワークコミュニケーションズを経由して当社に情報の提供を受けること。

お客さま情報の共同利用

当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。